

安来市民会館（仮称）管理運営基本計画

平成27年3月

安来市

安来市民会館（仮称）管理運営基本計画 目次

第1章 管理運営基本計画について	1
1. 管理運営基本計画の位置付け	
2. 上位計画及び関連法令等の整理	
第2章 市民会館の役割	5
1. 設置目的	
2. 基本理念	
第3章 事業計画	6
1. 事業の基本方針	
2. 事業体系	
3. プレ事業・開館記念事業	
4. 広報	
5. 事業展開	
第4章 管理運営	15
1. 管理運営の基本方針	
2. 運営体制	
3. 管理運営システム	
第5章 市民参加	23
1. 市民参加の基本方針	
2. 市民参加の活動内容	
3. 市民参加を促す取り組み	
第6章 収支計画	27
1. 収支計画の基本方針	
2. 支出	
3. 収入	
第7章 その他	29
1. 開館準備業務推進体制	
2. スケジュール	
3. 施設の名称について	
4. 管理運営実施計画に向けて	

●添付資料

第1章 管理運営基本計画について

1. 管理運営基本計画の位置付け

安来市は、「安来市総合計画後期基本計画（以下、「総合計画」という。）」において、「元気・いきいき・快適都市」を市の将来像とし、施策の基本方向の一つとして「ひとが輝く活力発揮のまちづくり（教育・文化の充実）」を掲げ、「社会教育の充実」と「文化活動の推進」を位置づけています。

それらの実現を図るため、昭和41年に建設された市民会館の建て替えに向けた検討を重ね、平成25年6月に「安来市民会館（仮称）基本構想（以下、「基本構想」という。）」を、平成25年12月には「安来市民会館（仮称）基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定しました。

本計画は、安来市民会館（仮称）（以下、「市民会館」という。）の管理運営を行うにあたり、「基本構想」「基本計画」における理念や基本的な考え方を具現化するために、事業、運営及び市民参加などの方向性を定めるものです。

【管理運営基本計画の位置付け】

年度	市民会館建て替えの経緯	法律・条例など
～24		<ul style="list-style-type: none">・文化芸術振興基本法（H13.12）・島根県文化振興条例（H23.11）・安来市総合計画後期基本計画（H23）・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（H24.6）・劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（H25.3）
25	<ul style="list-style-type: none">・安来市民会館（仮称）基本構想（H25.6）・安来市民会館（仮称）基本計画（H25.12）・安来市民会館（仮称）基本設計（H26.3）	
26	<ul style="list-style-type: none">・安来市民会館（仮称）管理運営基本計画・安来市民会館（仮称）実施設計	

2. 上位計画及び関連法令等の整理

（1）安来市総合計画後期基本計画

市は、総合計画に「元気・いきいき・快適都市」を目指したまちづくりを市の将来像として掲げ、その実現に向け実践しています。施策の一つである「5.ひとが輝く活力発揮のまちづくり（教育・文化の充実）」には、＜社会教育の充実＞＜文化活動の推進＞が体系づけられ、「世代間・地域間交流の推進」「芸術・文化活動の支援」「郷土の文化・歴史・芸術についての学習の推進」「伝統文化、芸術・技術の継承とひとづくり」「文化芸術活動への支援」「文化交流の支援」など、市民の文化芸術活動に係る様々な活動を支援し、文化的風土の醸成や交流の拡大、文化活動の推進を図ることとしています。

【安来市総合計画後期基本計画「5.ひとが輝く活力発揮のまちづくり（教育・文化の充実）」】

（2）社会教育の充実

- 生涯学習の推進体制の整備
- 多様な学習の機会、学習情報の提供
- 世代間・地域間交流の推進
- 芸術・文化活動の支援
- 生涯学習施設の整備充実
- 郷土の文化・歴史・芸術についての学習の推進

（5）文化活動の推進

- 伝統文化、芸術・技術の継承とひとづくり
- 文化芸術活動への支援
- 伝統文化・芸術祭の開催
- 文化交流の支援
- 史跡、文化施設等の整備拡充
- 郷土の文化・歴史・芸術についての学習の推進 など

（「安来市総合計画後期基本計画」より抜粋）

（2）安来市民会館（仮称）基本構想

基本構想では、現在の市民会館の状況及び新しい市民会館の移転建て替えの必要性を主に整理し、運営に関する基本的な考え方及び運営組織については、次のように示しています。

【市民会館の運営】

1) 運営の基本的な考え方

- ・安来市の様々な活動発表の場であることが基本であり、利用しやすい設備の確保や柔軟な運営体制をつくっていく。
- ・貸し館だけでなく、自主事業を積極的に行い他市からも人を呼び寄せることができるようにし、外部から質の高い音楽、舞台芸術を招致することで、市民の芸術文化に対する満足度を向上させる。

2) 運営組織

- ・開館当初は、施設の維持管理費等が十分に把握できないことから、市の直営を想定するが、数年後には民間の柔軟な運営手法を期待し、指定管理への移行についても選択肢として考えられる。
- ・「市民会館運営委員会」などの中立的な運営組織を設けて、館全体の運営のあり方や、自主事業の企画などについて意見、提言できる仕組みについて検討を行う必要がある。
- ・友の会制度、市民出資制度、市民の自主運営制度等についても検討を行う必要がある。

（「安来市民会館（仮称）基本構想」より抜粋）

(3) 安来市民会館（仮称）基本計画

基本計画では、基本構想に基づき、市民会館の基本理念、事業方針及び管理運営の基本方針などの考え方を示しています。

【市民会館の基本理念・事業方針・管理運営の基本方針】

基本理念

- 演じる：市民が輝き、いきいきとした活動の表現の場となる
- 観る・聴く：市民の交流の場となり、多様な文化に触れることができる場となる
- 集う：新しい安来の顔となり、市民が気軽に、楽しく訪れることができる場となる

事業方針

- 普及・支援事業
- 鑑賞・交流事業
- 体験・参加事業
- 情報・発信事業

管理運営の基本方針

- 柔軟で利便性の高い管理運営
- 開かれた管理運営
- 継続性のある管理運営

（「安来市民会館（仮称）基本計画」より抜粋）

(4) 関連法令等

平成 13 年に、国の文化芸術の振興について、その基本理念及び方向性が明示された「文化芸術振興基本法」が制定されました。その後、平成 24 年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、平成 25 年に「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が示され、劇場、音楽堂等の事業や運営に関する具体的な方向性及び地方自治体が果たすべき文化振興の役割が明示されています。

【劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（前文より）「期待される主な役割」】

- 文化芸術を継承し、創造し、発信する場であること
- 人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点であること
- 個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場であり、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っていること
- 人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されていること
- 国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなること
- 劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくこと

【劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針】

個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として、また、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

（「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」より一部抜粋）

なお、島根県においては、平成 23 年に「島根県文化振興条例」が制定され、県における文化芸術振興の基本理念や基本施策などが提示されています。

第2章 市民会館の役割

1. 設置目的

市民会館はこれまで、文化芸術に取り組む市民の発表や舞台芸術の鑑賞機会の提供、市民福祉の増進など、市の文化の向上に寄与してきました。市民会館の建て替えにあたり、市上位計画及び関連法令等、文化芸術を取り巻く社会的状況などを踏まえ、これからの劇場、音楽堂等に求められる役割を認識し、新しい市民会館の目的を次のとおりに示すこととします。

文化芸術に親しむ機会や文化芸術活動を通じたコミュニケーションによって市民一人一人が輝き、多彩な文化芸術活動や人との交流を通して市民の心豊かな生活を醸成し、次世代を担う子どもたちの育成や地域の文化の土壌を耕すことで、安来市の活性化につながる「まちづくり」「ひとづくり」の拠点施設となることを目指します。

2. 基本理念

市民会館の基本理念については、基本計画に則り、次のとおりに示すこととします。

演じる：市民が輝き、いきいきとした活動の表現の場となる

地域文化を根付かせていくため、実際に活動する人や、活動を理解し支援する人を育てていく必要があります。創造活動などを通じて得られる喜びや充足感などを通して、地域文化を支える素地を広く育んでいきます。

観る・聴く：市民の交流の場となり、多様な文化に触れることができる場となる

文化芸術作品を身近で鑑賞できる機会を求める声に応え、多様な文化のあり方を紹介し、多彩な文化芸術作品に触れることにより、人々の心豊かな生活を醸成する一助を担っていきます。

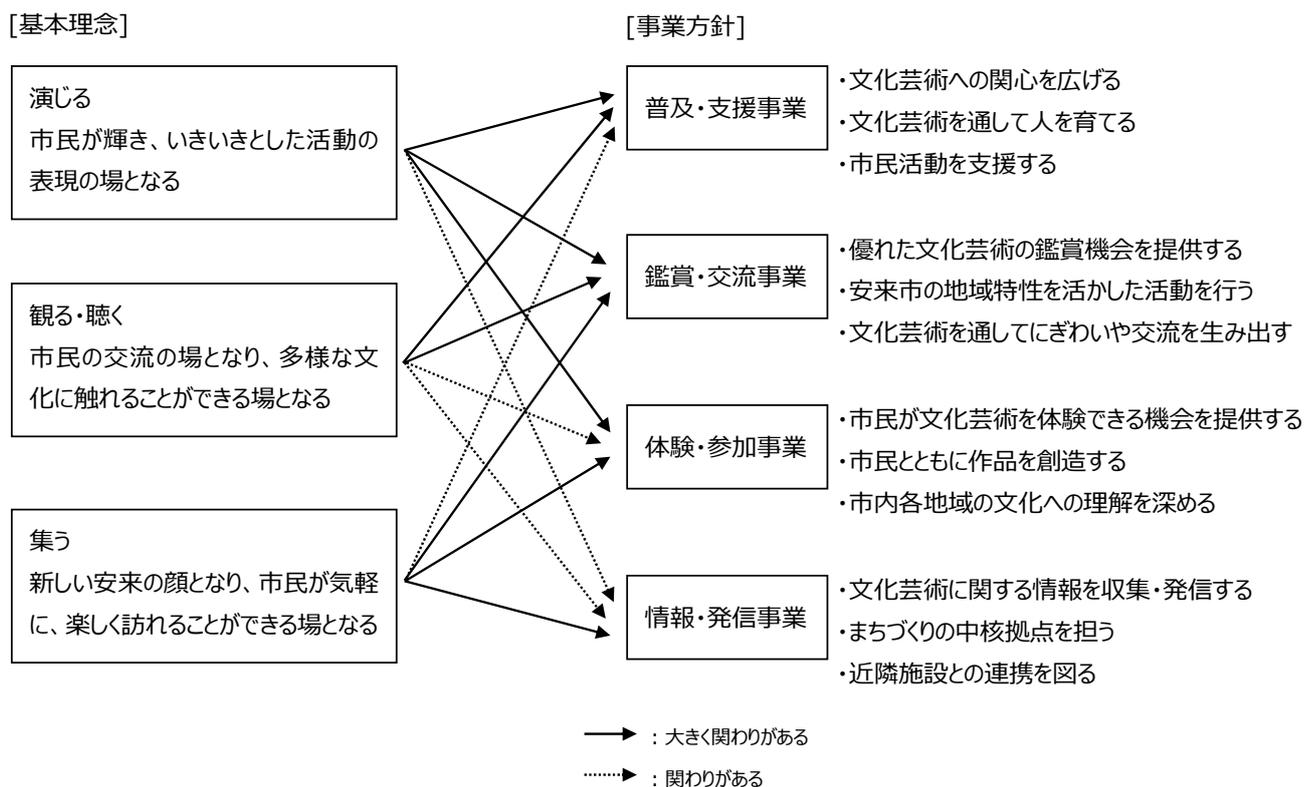
集う：新しい安来の顔となり、市民が気軽に、楽しく訪れることができる場となる

合併後の安来市のシンボルとなるような施設となることを目指し、市域全体から、市民が訪れやすく楽しめる場としていきます。

第3章 事業計画

1. 事業の基本方針

基本構想において以下の3つの基本理念が示され、基本計画において4つの事業方針が示されています。管理運営基本計画では、4つの事業方針を柱として、それぞれの事業の具体的な方向性を示します。



2. 事業体系

(1) 普及・支援事業

文化芸術に親しみ楽しむ人や、実際に文化芸術活動を行う人材の裾野を広げていくことを目指していきます。

次代を担う子ども世代が文化芸術に親しむための事業や、市民の文化芸術活動をより活性化させるための支援などを行っていきます。

アウトリーチ事業など、市民会館以外の場所における事業も積極的に展開し、文化芸術活動に接点のなかった人、関心の薄かった人などにも文化芸術に触れる機会を届け、文化芸術の活動者・理解者・支援者などを増やしていきます。

● 文化芸術への関心を広げる

文化芸術に触れる機会をより多くの人に持ってもらうため、アーティストが小学校や福祉施設などに出向いて、子どもから高齢者まで幅広い世代に音楽や演劇などの文化芸術に触れる機会を提供するアウトリーチ活動やワークショップなどを計画していきます。特に、市民会館へアクセスしにくい地域へ積極的に出向き、施設を訪れるためのきっかけづくりを実施していきます。

(例：アウトリーチ活動、ワークショップなど)

● 文化芸術を通して人を育てる

安来市の将来を担う子どもたちが文化芸術に親しむことで、地域への愛着や文化芸術への興味が育まれる土壌となるように、子どもを中心とした文化芸術育成事業などを展開していきます。

(例：子ども文化芸術育成講座・発表会（音楽、演劇、ダンス等）など)

● 市民活動を支援する

文化活動を行う個人や団体を支援し、新たに文化活動を行う市民を増やしていく事業を行い、地域の文化芸術活動の活性化を図ります。

(例：施設提供、市民企画との連携など)

(2) 鑑賞・交流事業

文化芸術作品を観たり聴いたりする人、文化芸術に親しみ楽しむ人を増やしていくことを目指し、音楽、ミュージカル、舞踊、オペラ、演劇、古典芸能、地域の伝統芸能など幅広い分野の文化芸術作品を鑑賞する機会を広く提供していきます。公演事業などを実施する際には、付随して鑑賞講座なども実施し、より理解を深めるための仕組みを設けます。併せて、人が集まる機会を活用し、文化芸術を通じた新たなコミュニティが生まれ育つように、地域の賑わいや交流を促進させていきます。

また、市民への鑑賞機会を提供する活動団体や興行組織、新聞社や放送局などと共催することにより、多彩な作品鑑賞の機会を提供できるようにします。

- **優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する**

音楽（クラシック、ポップス等）、ミュージカル、舞踊、オペラ、演劇、古典芸能、地域の伝統芸能など、良質な作品を鑑賞する機会を提供します。また、鑑賞をより深めるため、公演に合わせて、作品解説やリハーサルの公開などを行います。

（例：鑑賞型の公演、鑑賞講座、公開リハーサルなど）

- **安来市の地域特性を活かした活動を行う**

安来市ゆかりのアーティストや、地域の伝統文化などを活かした作品の公演を行い、市の文化に対して理解を深める機会を提供します。

（例：地域で活動する音楽・演劇団体による公演、地域の伝統芸能公演など）

- **文化芸術を通してにぎわいや交流を生み出す**

多くの人が気軽に市民会館に訪れ、楽しめるようなイベントやコンサートを行い、公演を開催していない時にもにぎわいが創出するしかけをつくります。

（例：ロビーコンサート、フリーマーケットなど）

（3）体験・参加事業

文化芸術活動を行っている個人や団体だけでなく、市民誰もが文化芸術を身近に体験できる体験型事業や、気軽に参加できる参加型事業を展開します。

実際に舞台の上で演奏したり演じたりする市民の参加型事業のみならず、市民会館の運営やスタッフワークなどを体験できる機会などを設け、より多くの市民が市民会館に関心や理解をもち、活動を支援してくれるようにしていきます。子どもから高齢者まで年齢や属性などに関わらず、市民誰もが主体的に関わることができるように計画します。

- **市民が文化芸術を体験できる機会を提供する**

文化芸術を身近に感じ、より親しみを持つ機会を増やすために、体験型のワークショップや舞台芸術講座などを行います。

（例：ワークショップ、舞台芸術講座、バックステージツアーなど）

- **市民とともに作品を創造する**

市民自らが作品を創造するプロセスに参加し、舞台に立つ側や舞台を支える側を体験する機会をつくることで、文化芸術の魅力を直接感じてもらう事業を計画します。

（例：安来市独自の作品の創造事業など）

- **市内各地域の文化への理解を深める**

地域の資源や人材を発掘し、地域の活性化を促すしかけをつくる地域文化のコーディネートを行うことで、文化芸術の地域づくりを推進していくことを検討します。

（例：地域文化コーディネートなど）

(4) 情報・発信事業

地域の情報を集約し、文化活動やまちづくりに関する中核拠点としての事業を行っていきます。市内や近隣の公演情報をはじめ、活動、人材、施設、設備、助成制度など、文化芸術に関連する情報の収集を行い、広く市民や来訪者に提供します。また様々な地域で活動する人材や、特色のある文化活動を「安来市の地域資源」として外部へ発信していく機能を担います。

- **文化芸術に関する情報を収集・発信する**

公演の周知や活動の参加者を増やすことを目的に市民会館の活動について広報を行い、市内外の文化芸術活動に関する情報を広く収集・発信します。施設の事業や活動のアーカイブ化を行い、様々な文化芸術の情報にアクセスできるようなしくみを検討します。

(例：施設ウェブサイト、機関誌、事業チラシ、情報センターの設置など)

- **まちづくりの中核拠点を担う**

市のまちづくりや観光、商店街、市民活動団体などに関する情報を収集・発信し、市の活性化につながるような中核拠点の役割を果たします。

(例：情報センターの設置など)

- **近隣施設との連携を図る**

市内の既存施設や近隣の文化施設、市内外の様々な機関と連携し、多様な交流を促進していきます。

(例：連携事業、人材交流など)

【事業展開（想定）】

事業	内容	実施場所
主催事業		
普及・支援事業		
アウトリーチ活動	教育機関や福祉施設などと連携し、アウトリーチ活動を実施する	外部施設(学校他)
子ども文化芸術育成講座	子どものための文化芸術(合唱、オーケストラ、伝統芸能、演劇、ダンスなど)育成講座を開催し、練習を日常的に行う	大小ホール 練習室 他
子ども文化芸術発表会	子ども文化芸術育成講座の成果発表会として、年に1回公演を行う	大ホール
市民参加公演	市民とともに施設が企画・制作したコンサートや演劇作品などの公演を行う	大小ホール
鑑賞・交流事業		
演劇公演	良質な演劇の鑑賞機会を提供する	大小ホール
伝統芸能公演	歌舞伎・能・狂言・日本舞踊・箏・三味線など伝統芸能の鑑賞機会を提供する	大小ホール ロビー
ミュージカル公演	ミュージカルの鑑賞機会を提供する	大小ホール
クラシックコンサート	国内オーケストラや室内楽、ジャンルにこだわらず、自由に音楽を楽しめるオリジナルコンサートを実施する	大小ホール ロビー
ポップスコンサート	ポピュラー音楽のコンサートを提供する	大小ホール
鑑賞講座	公演に合わせ、鑑賞をより深めるための関連講座を実施する	練習室 会議室 他
共催・提携・後援公演	新聞社、放送局などマスメディアや民間の興行会社などと共同で鑑賞機会を提供する	大ホール
体験・参加事業		
体験型ワークショップ	文化芸術に関心を持つ人を増やすための入門型のワークショップを行う	練習室 他
舞台芸術講座	演出家や舞台スタッフによる舞台芸術に関するワークショップを実施する	練習室 他
情報・発信事業		
機関誌発行	公演の周知や活動参加者を増やすことを目的に広報誌やHPによりホールの活動について広報を行う	—
市民ホールフェスティバル	さまざまな分野の公演や文化芸術活動団体・個人による発表会などを複合的に開催。市民参加、制作、運営により実施する。商店街等とも連携	全施設
文化芸術情報センター	近隣地域や全国、海外をも含めた文化芸術に関する情報の収集と提供、また安来市に関する情報の収集と提供を行う	情報コーナー ロビー 他
施設提供事業		
施設提供	ホール・練習室・展示室等の貸出しを行う	全施設
市民企画連携	地元や近隣のオーケストラ・劇団、高校弦楽部や劇団などが企画・制作した公演に、共催・提携・後援を行い、施設を提供する	大ホール
その他		
ギャラリーの活用	文化芸術作品の発表、鑑賞の場として利用者が楽しめる展示等を行う	ギャラリー

3. プレ事業・開館記念事業

(1) プレ事業

市民会館が開館するまでの間に、新しい市民会館の理念や事業方針を早い時期から発信し、開館への期待を高めていくために、既存施設を活用し、イベントとして事業を行っていきます。

① プレ事業の目的

- 市民へ向けて、新たな文化活動拠点への期待を高めるとともに新しい市民会館が建設されることへの理解を促します。
- 新しい市民会館への関心を高め、具体的な活動を立ち上げていく機会とします。
- 事業実施の経験を蓄積する機会としていきます。
- 市民会館の活動を支える市民を発掘し、人材を育成する機会とします。
- 市民会館の運営や事業、広報・宣伝における課題を事前に把握し、解決する期間とします。

② プレ事業の方向性

既存の文化関連施設を活用した鑑賞事業やアウトリーチ活動、市民参加型の事業などを実施し、開館記念事業へとつながるように計画します。特に、市民参加型の事業や次世代を担う子ども向けの育成事業に重点的に取り組むことで、自分達の施設としての愛着を醸成し、文化芸術に親しむ年齢層を広げ、将来の安来市を担う世代を育てていくことを検討していきます。

③ 具体的な展開

平成27年度から開館までの約2年6ヶ月の期間に、プレ事業を実施することを計画していきます。現在の市民会館の利用者に新しい市民会館を利用してもらえるように、現在の市民会館の開館時から継続的に事業を展開することで、利用者の関心が薄れないよう考慮する必要があります。

(2) 開館記念事業

開館記念事業は、市内外に対して広く新しい市民会館を披露する重要な機会となります。

施設のイメージ形成、事業展開の方向付けに重要な役割を果たすため、招聘演目については、市民会館で上演が可能な演目のバリエーションを例示できるような、多彩な演目を行うことが望まれます。そのことにより、ホールが持つ空間的特徴や舞台機構の性能など、どのような催しが可能な施設であるかを示すこととなり、利用促進へとつながります。

さらに、運営体制の面からは、開館記念事業を行う期間はホール職員にとって、実際の施設運営にあたっての習熟度を上げていく期間となります。実際の人の流れや日程調整、人員配置など、開館前の習熟期間とは異なる視点からの確認作業を行う機会となります。

具体的には、開館記念事業として、開館記念式典と開館記念公演の双方を実施する例が多くみられます。また、開館年度に行う事業をすべて開館記念事業としている事例も見られます。

① 開館記念事業の目的

- 市民会館を市内外に広く発信する機会とします。
- 新しい施設や設備を披露するとともに、実施する事業や活動を周知します。
- 市民の文化活動への期待を高め、地域の文化施設としての認知を高めていきます。

② 開館記念事業の方向性

市民会館の完成を記念し、開館を祝す記念式典と記念公演の両方を実施していきます。

・開館記念式典

新たな市民会館が開館することを記念し、式典を実施します。

設置者である市が主催し、ホール整備にあたっての関係者などを招待し、実施する例が多くみられますが、広報を兼ねて市民や一般の参加者が出席できるよう広く出席者を公募することも考えられます。

式典では、開館までの経緯や施設の紹介を行うほか、舞台を初めて使用するにあたっての舞台開きとして、祝祭性の高い演目の上演や、地域の実演家や文化芸術団体などによる記念公演などを計画していきます。

・開館記念公演など

開館記念事業のうち、最初に公演する「こけら落とし」公演は開館記念公演として、大ホールで上演することを検討します。また、大ホールにおける公演以外にも、小ホールやギャラリーなどの諸室を使用したイベントや記念展、市民とともに創りあげていく事業も検討していきます。

開館記念事業は、施設のイメージや今後展開する事業や運営の方向性を示す機会となるため、今後の事業計画と併せて検討します。プレ事業からのつながりや関係性を考慮し、市民会館で実施することが可能な演目を幅広く提供し、鑑賞できるように計画していきます。

③ 具体的な展開

開館記念事業は、平成 29 年 9 月の開館から平成 30 年 3 月までの期間に実施していきます。

市ゆかりの実演家や、市の地域特性を活かした公演、展示などを行うことで、市民に親しみと愛着を感じてもらい市民会館として事業を展開していきます。

また、開館前から取り組む市民参加型の事業における成果発表の場も設けていくことを検討します。開館後の事業展開との継続性や、プレ事業との連続性を考慮して総合的に計画していきます。

4. 広報

(1) 広報活動の基本的な考え方

市民を始めとする多くの人に施設や事業について周知することにより、市民会館の利用者や支援者、鑑賞者の拡大を図るために、積極的に広報活動を展開します。

- 市民会館の認知に向けての施設広報と、事業への参加者を増やすための事業広報をバランス良く実施します。
- より多くの人に情報を届けられるように、紙媒体とインターネットなどの情報提供ツールを併用して活用するなど、対象者に合わせた適切な広報活動を計画します。
- 文化やまちづくりの中核拠点として、周辺地域も含めたまちづくりにつながるように、市民や企業などと連携し、多様で幅広い情報の収集・発信を行います。

具体的には、次のような媒体を組み合わせることで効果的に広報活動を展開します。その他に、広報紙などの市刊行物の活用、新聞・雑誌・タウン誌・ラジオ・テレビなどにおけるの公告や、報道機関・出版社などへの働きかけ（記者発表、プレスリリース）なども検討していきます。

【広報媒体の事例】

媒体	具体例
掲示板・街頭広告、交通広告	● 特定の地域を対象とした、施設の認知度の向上に有効です。
ウェブサイト（ホームページ）	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の公式ウェブサイトを設け、施設基本情報や公演情報のほか、インタビューや解説など充実した内容を掲載します。 ● 施設提供のための情報（図面など）を掲載し、利便性の向上を図ります。 ● ICTを活用したメールマガジンの発行や、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービスの活用なども図ります。
施設案内リーフレット、年間公演スケジュール冊子	● 施設の基本情報や公演の年間スケジュールなどを一覧できる広報紙を作成し、様々な場所や機会に配布できるようにします。 配布場所：市民会館、市役所、図書館など
チラシ	● 主に事業（公演）ごとに作成し、広報対象に向けて直接配布します。
情報誌、機関紙	● 友の会などを設けた場合、会員や購読者のための情報提供ツールとして、事業などに対する理解や参加を促すための機関紙を作成します。
市広報紙	「広報やすぎ」
テレビ、告知端末	「やすぎどじょっこテレビ」「告知放送」

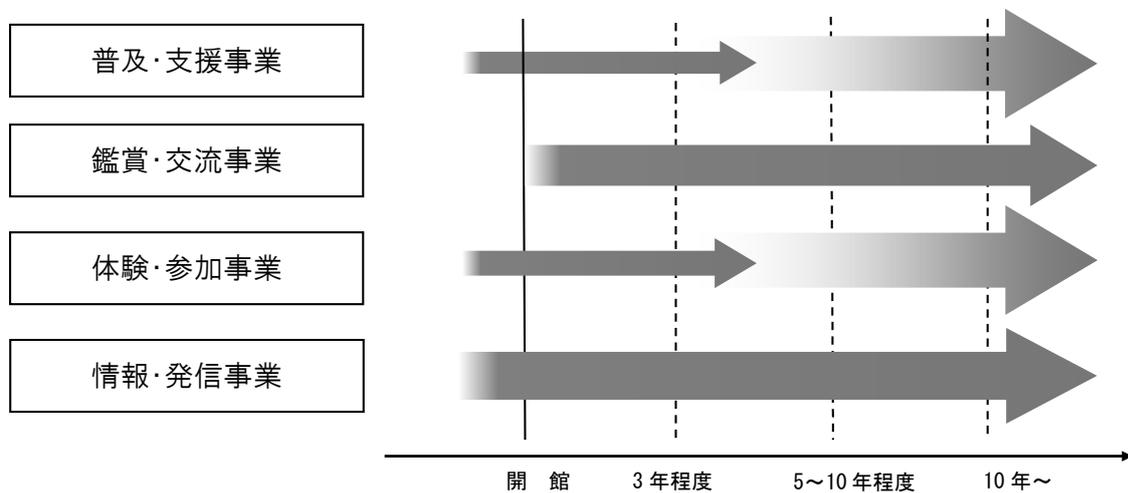
(2) 開館前の広報活動

市内外へ広く周知していくためにも、施設の整備段階から広報活動を行います。これにより、施設自体の認知度を高め、事業への参加者や施設利用者の増加につなげます。また、広報の手法として市民参加による方法を取り入れることで、市民会館の事業や運営に参加・協力する市民を増やし、開館後に中心的に活動する市民サポーターを育成するきっかけづくりを目指していきます。

特に、プレ事業・開館記念事業や貸出施設の利用申請受付の開始に合わせ、開館の進捗状況についての広報を行うなど、時期に適した広報活動を計画します。

また、市内の施設案内サインや掲示板などの見直しについても検討します。

5. 事業展開



第4章 管理運営

1. 管理運営の基本方針

(1) 基本方針

管理運営の基本方針については、基本計画に則り、次のとおりに示すこととします。

① 柔軟で利便性の高い管理運営

市民や興行組織等、施設の利用者にとって使いやすい、細やかなサービスを提供し、利用しやすい施設として稼働率の向上を図っていきます。

また、ホール施設においては、実施する自主事業の内容等、時間の経過や社会情勢の変化などにより利用される環境が変化することが予想されます。その都度使いやすい施設として、運営のあり方を見直せるよう、柔軟性のある管理運営が望まれます。

② 開かれた管理運営

市民誰もが訪れやすく使いやすい開かれた施設としていきます。施設の建築・設備面でのユニバーサルデザインの導入はもちろん、サービス面においてのきめ細かな対応や、設備の経年劣化・機能劣化に対して先取りした対策や対応を行います。

また、市民に広く、そして深く理解され、市民に支援される施設を目指します。市民が積極的に参画したいと思う施設とするために、様々な情報を公開し、透明性を高めていきます。

③ 継続性のある管理運営

市民会館は、舞台設備等の特殊設備が多く備わった施設であり、その運用が適切に行わなければ事故等の危険性を内在する施設でもあります。市民に対し、施設本来の機能を十分に活かした安定的で継続的な施設運営を行っていくためには、施設や設備を適切に運用・維持管理できる十分な経験と技能を備えた人材の配置が不可欠です。

また、運営には、自主事業等の実施と施設の貸し出し等のバランス、財源の確保、外部からの資金調達等も含めた経営的な視点が必要です。そのためにも、設置目的や基本理念に沿った評価指針を設け、管理運営についてモニタリングや定期的な評価を行い、その内容を広く市民に開示していくことが求められます。また、評価結果に応じて、事業計画等の見直しや新たな目標設定を行うなど、今後に反映していくことができる仕組みづくりが必要となります。

(2) 管理運営の考え方

「公の施設」である公立文化施設の管理運営の方法は、市が直接管理運営を行う「直営」、または特定の事業者を指定管理者として指定し、管理運営業務を代行させる「指定管理者制度」を導入するかのいずれかになります。

基本理念に基づく事業を展開するために適切な施設管理を行い、運営組織に求められる人材を確保できる運営のあり方を検討していく必要があります。

① 直営による運営

基本方針策定者とその実践が同人格（地方自治体）であることにより、その方針を反映した運営が期待できます。一方では、活動を積極的に展開していく施設において不可欠である柔軟な運営が難しいことや、専門性を有する職員の位置づけなどの課題があります。また、市民会館の施設維持管理費を開館前から高い精度で想定することは極めて難しいため、開館当初の一定期間は直営としている事例もあります。その場合、施設の管理運営等の必要経費を検証し適切な指定管理料の設定を行うことが可能となります。そのため、将来的に指定管理者制度を導入した際に、指定管理者となった運営組織が経費的な理由により早期に撤退する危険性を小さくすることができます。

開館当初の直営期間を有効に活かし、最低必要な経費見込みや経費縮減の可能性検討などを行うことで、将来の「指定管理者制度導入のための業務基準を設計する期間」とすることができま

② 指定管理者による運営

民間事業者のノウハウを活用し、多様化する市民サービスへの柔軟な対応やサービスの向上、専門性を有するスタッフの確保などが期待できます。また、効率的な管理運営による経費節減も期待できます。ただし、基本的には指定管理期間は有期限であることから、指定管理者の立場に立てば継続的な運営が担保されないといった課題もあります。また経費節減のメリットの一方で過度な経費節減によって、事業や提供するサービスの劣化及び施設の安全性への影響などの懸念もみられます。

また、指定管理者の選定方法には、広く公募する場合と公募によらず特定の事業者を指名する場合があります。次頁の【運営主体のあり方の整理】にあるとおり、指定管理者制度の導入に関しては様々な検討を行っていく必要があります。

③ 市民会館の運営主体の検討

市民会館は、「直営」による運営方法を検討する一方、早期に「指定管理者」を選定し、開館に向け準備の段階から関与をさせることもあわせて検討を行います。

仮に指定管理者制度を導入する際は、市にノウハウを蓄積した既存の文化振興財団等がないことから新規団体の設立、民間事業者のどちらかを選定することが想定されます。

【運営主体のあり方の整理】

運営方法			概要	比較検討	
直・指定	選定方法	運営組織		優れている点	課題
直	営		安来市による直営。舞台芸術の制作業務や舞台技術業務については、専門性が求められることから、外部専門人材の雇用や業務委託などが想定される。	◎基本方針策定者とその実践が同人格（地方公共団体）であることにより、その方針を反映した運営が期待できる。	●地方公共団体職員が任務に当たることから専門性や技量の不足、労働時間の制約、サービスやホスピタリティ提供の限界が課題となる。 ●ホール施設に必要な職能の確保において、雇用形態等の検討が必要である。
指定管理者制度	非公募(*)	既存組織等	非公募により既存の団体等(市の出資法人等)を指定管理者に指定する。しかし、ホール施設の管理運営経験を有する団体がいないため、組織内部に担当部門を設置し、専門人材の雇用と組織体制の確立が不可避な条件となる。	◎安来市が出資している法人であれば、行政との意志の疎通を図りながら運営や活動実施を行っていくことが期待できる。 ◎専門人材や職能を集めることによって市民会館の指定管理者に立候補できることから、能力を備えた人材(各種の専門家) 調達と組織づくりが可能となる。	●市民会館に類する施設の運営経験や事業及び管理経験を有する団体がいないため、実質的に施設の運営を行う人材や職能は外部から新たに調達しなければならない。 ●既存組織への新たな投資が可能かどうかは未知数である。
		新規団体の設立	市の意向を反映させやすい、新たな団体を設立し、非公募により指定管理者に指定する。 NPO 法人、一般財団法人、一般社団法人、株式会社などが考えられる。	◎新しい組織を設立することから、制約やしがらみのない運営組織を設立することが期待できる。 ◎市が出資することで一体となつて開館準備業務を委ねることができる。 ◎開館準備業務から指定管理業務へ、業務のスムーズな移行が可能である。	●施設運営経験のない新しい団体を市民会館の指定管理者に選定することの客観的な説明責任を果たしていく必要がある。 ●団体設立から指定管理者の指定までの期間、具体的な業務がないことが懸念され、収入も期待できない。ただし、新施設の開業準備業務を担うことは検討の余地がある。
	公募	公募により市民会館の指定管理者を選定する。	◎透明性の高い選定が可能である。 ◎経費の縮減が期待できる。	●応募者の中から一者を選定しなければならない公募の限界が懸念される。条件を満たす応募者がいない可能性も想定され、その対応を検討する必要がある。 ●経費の縮減が限界を超えた場合には、指定管理者業務が中断することも想定される。 ●新規施設であり、指定管理料の設定が適切であるかの見極めが困難である。 ●施設運営のノウハウが設置主体である行政には全く蓄積されない。	

(*) : 非公募は、特定事業者の特命指定を意味するものではなく、公募同様に提案書を作成、評価を行い当該施設の指定管理者に相応しい場合のみ、指定管理者に指定することを前提とする。

2. 運営体制

(1) 運営体制の基本的な考え方

事業や施設運営を効果的に展開し、地域づくりにつなげていくためには、スタッフの能力を十分に発揮できる運営組織体制を築くことが重要です。事業の実施、施設の運営、施設や設備の適切な維持管理について高い専門性を備えたスタッフを確保するとともに、展開していく事業の方向性を決め、実際の事業実施において責任を持つ専門家の配置を検討します。

運営体制としては、施設責任者のもと、総務系、事業系、技術系の3つの部門で構成します。それぞれの部門において、効果的・効率的・安定的な運営をめざします。

- 業務統括（施設責任者）
- 総務系（行政との連絡調整、事業計画・予算の策定と事業の執行管理などの総務全般）
- 事業系（事業の方針とプログラムの作成・実施）
- 技術系（プログラムを実施するための技術指揮と舞台機構の安全確保）

① 業務統括

一般には「館長」職として施設責任者を位置づけます。職務としては、総務系、事業系、技術系を統括する非常に重要なポストです。

公立文化施設の場合、その職につく人材は、文化芸術の専門家を外部から登用する場合と行政のゼネラリストが配置される場合が想定されます。

前者の場合は、行政組織内に専門家がいることは稀であるため外部から人材を招くこととなり、専門性を活かした事業展開や施設運営などを行うことができる大きなメリットがあります。一方で、行政制度のもとで文化芸術事業を推進するにあたっての課題も想定されます。

後者の場合は、行政との関係は円滑になりやすく、行政とのパイプ役として機能することが想定されますが、事業展開に関しては、専門家を組織に配置したり外部に諮問機関を置くなどのサポート体制が必要となってきます。

施設の目的や事業方針に合わせて、業務統括の配置方法を検討することが必要です。

② 総務系

総務系部門は、庶務的事務と施設の維持管理に関する業務全般を行います。組織の運営に欠かせない部門であり、事業系、技術系と密接な連携を取りながら業務にあたります。

施設の管理運営や事業の実施は、予想し得ない事態が発生することが多く、場面に応じた適切な処理や経理面での対応など、柔軟さが求められます。

③ 事業系

事業系部門は、制作を中心とした業務と広報営業を中心とした業務に分かれます。

制作は、事業の企画・制作・運営を行います。企画制作担当、普及育成担当、施設提供担当などを配置し、ホール事業のほか、展示系事業、市民活動支援事業などの実施も担います。

営業や広報は、事業広報や施設セールスを行う部門です。施設のイメージを形成し、利用促進に関わる施設全体の広報活動や、事業の営業活動などを担います。

④ 技術系

技術系部門は、主にホール施設特有の設備である舞台設備や舞台備品の管理・運用・整備などを担い、舞台機構、舞台照明、舞台音響の各専門分野に別れて舞台技術に関する業務全般を行います。ホール施設以外の練習室、会議室など諸室の音響設備や映像機器などの管理も行います。また、自主事業のうち、舞台技術に関する体験・参加事業なども担っていきます。

技術面においては、高度な舞台設備を有する施設を長期的に安全に運営し、かつ利用者への高いホスピタリティを確保していくため、常駐の舞台技術スタッフを数名配置する必要があります。それらを統括し、プログラムの実施と施設の安全管理を的確に指揮する立場の技術責任者の配置は重要です。

(2) 必要人員数

必要な職員の人員数は、集客施設であり専門的な設備を持つ施設であることを踏まえ、10人から15人の職員を想定します。大・小ホール及び展示室など複数の異なる機能を持つ施設であり、施設の開館時間は長時間に及ぶことから、ローテーション勤務とするなど、勤務形態への配慮が必要となります。特に、安全安心の観点から施設利用時の誘導人員を十分に確保することなどを考慮することが必要です。

ただし、受付・チケット販売などの窓口業務や技術系（舞台・照明・音響）などの一部業務については、民間事業者に委託することも検討します。

また、催物の開催時に必要となるチケットのもぎりや案内業務などを行うレセプションは、ボランティアの活用や自主事業の体験・参加事業の舞台芸術講座と連携した取り組みを検討し、ホールの運営にも広く市民が参加することを視野にいれ検討を進めます。

【必要な職能と人数(想定)】

職 能		担う役割	想定される人員数 (事業費別)		
			7,000 万円	5,000 万円	2,000 万円
統 括		業務統括	1	1	1
総務系	総務系責任者	経営等における責任者	4	3	3
	庶 務	庶務担当業務			
	経 理	経理担当業務			
	施設管理	施設の維持管理に関する業務			
事業系	事業系責任者	事業実施における責任者	6	4	2~3
	営 業	チケットセールス及び貸館利用の促進を図る			
	票 券	チケットの配券、予約、発券、代金管理			
	広 報	施設広報及び事業の広報に関する業務			
	情 報	情報関連事業の企画・推進に関する業務			
	企画制作	自主事業の企画制作から実施に至る業務(展示系含む)			
	普及育成	友の会、ボランティア組織などの運営業務			
	施設提供	貸館の受付調整業務、会議室などの管理業務			
	受付・チケット販売	チケット販売、施設貸出し等の窓口業務	—	—	—
	レセプション	ホールで事業を行う際のチケットもぎりや案内業務	—	—	—
技術系	技術系責任者	舞台設備及び技術に関する責任者	4	1 ※責任者以外(舞台・照明・音響等)は委託	※舞台・照明・音響等は委託
	舞 台	舞台機構設備の管理運営、大道具備品の管理運営、技術に関する育成事業、自主事業の舞台運営責任者			
	照 明	舞台照明設備の管理運営、舞台照明備品の管理運営、技術に関する育成事業、自主事業の舞台照明責任者			
	音 響	舞台音響設備の管理運営、舞台音響備品の管理運営、技術に関する育成事業、自主事業の舞台音響責任者			
	技術調整	ホール以外の施設での舞台技術的な課題を担う			
合 計			15	9	6~7

* 上記の人材の他に、施設運営上、警備、清掃、設備運転管理などの業務も必要

3. 管理運営システム

市民の文化芸術活動や交流がより活性化していくことを目的とし、施設の利用機会を広く提供するため、管理運営システムを構築します。

(1) 休館日、開館時間設定の基本的な考え方

① 休館日

原則、週に1回特定の曜日と年末年始を休館日とします。

ただし、主催事業などを実施する場合は休館日も利用可能とします。その他、保守点検や工事などのため利用できない日も想定されます。

② 開館時間

午前9時から午後10時を基本的な開館時間とします。

ただし、施設の利便性を高めるため、必要な場合には開館時間外での対応を検討します。

なお、休館日や開館時間外に開館する場合は、円滑な運営や安全性を確保するために施設職員を配置する必要があるため、人員の確保や勤務体制、安全管理面なども考慮していきます。

(2) 利用申込み方法

① 利用者の決定方法

ホールの利用申込みは、13ヶ月前から行い、12ヶ月前の時点で調整・抽選を行い、その後は先着順で受付けることを検討します。また、会議室、練習室などの利用申込は、12ヶ月前から受付けることを検討します。

② 利用申込受付時間

原則、午前9時から午後5時までの利用申込受付時間として検討します。

③ 優先利用

市の行事や全館利用などの特別な利用の場合は、優先的に利用できることを検討します。

ただし、市内在住者や在勤者などによる利用、または、定期的・長期的な利用などによる優先利用は、現在と同様に行わないものとします。

(3) 使用料の設定

施設利用は原則として全て有料とします。施設の使用料は受益者負担の原則を基本としますが、現在の市民会館や近隣施設などを参考にし、市民が利用しやすい料金とすることを考慮した新たな料金体系が求められます。

また、市内・市外の利用区分は現在と同様に設定せず、営利・非営利の利用区分は設定することを検討します。なお、市民活動の支援及び利用促進のため、使用料の減免制度のあり方についても検討していきます。

(4) 利用区分の設定

ホールの利用区分は、3区分（午前9時から正午、午後1時から午後5時、午後6時から午後10時）を基本とします。会議室や展示室などの利用区分は今後検討していきます。

(5) その他

① ギャラリー

文化芸術作品の発表、鑑賞の場として利用者が楽しめる展示等を行います。

② ロビー・広場などのその他エリア

自主事業での利用を原則とし、運用上、必要がある場合は貸出すことを検討します。

③ キッズルーム

無料の部屋として一般に開放します。

ただし、ホールなどを利用して催物などを開催する場合は一時保育の場として利用できるものとし、催物主催者が無料で独占使用できることを検討します。

第5章 市民参加

1. 市民参加の基本方針

市民会館は、市民とともに活動を行い、文化芸術活動の拠点となることがこれまでの検討でも謳われ、活動の大きな指標の一つとなっています。

市民会館の事業や運営に参加・協力する市民を増やしていくことは、市民会館のサポーターとして活動を理解し支援する層を拡充し、文化芸術の裾野を広げていくことにつながります。

- 市民会館の事業や運営に参加する機会を提供し、市民の文化芸術活動への関心や理解を深めていきます。
- 市民がもつ経験や専門知識等を活かし、市民会館の事業や運営を効果的・効率的に推進します。
- 市民会館に関わる市民同士の交流によりネットワークが形成されることで、さらなる市民の文化芸術活動の活性化を図ります。

2. 市民参加の活動内容

市民参加の活動内容は様々な形態があります。市民会館では、「安来市民会館（仮称）基本計画」を基に、次頁のような市民参加を行うことを検討します。安来市の現状や今後求められている方向、市民の意向などにより、段階的に実施していくことが考えられます。

まずは、市民会館を訪れる人、鑑賞者として参加する市民を育成するところからはじめ、市民会館の活動や文化芸術に興味を持った人に、より積極的に市民会館に関わってもらえるような機会を提供していきます。自らが体験する鑑賞者としての参加や参加型事業への参加にとどまらず市民会館で行う事業運営への参加を行うなど、施設運営へより強く関わってもらえることを計画していきます。

また、「事業企画・推進役としての参加」（次頁）にあたっては、参加形態や有償・無償を問わず、参加する市民一人ひとりが公立文化施設のスタッフとして責任を自覚するとともに、接客や施設設備の取扱いには様々なリスクが伴うことを認識する必要があります。事業やサービス水準を維持するためには、継続的に研修を実施することが必要となります。

【市民参加の参加形態】

	参加形態	概要
1	鑑賞者としての参加	<p>◎施設が主催する公演の鑑賞：施設が主催する公演を多くの市民が鑑賞することにより、ホールの認知度が上がり、経済的な循環が生まれます。そのことにより、主催事業の質の向上や施設の有効活用へとつながっていきます。</p> <p>◎友の会組織：「友の会」などへの参加により、間接的に施設の事業や運営を支援することにつながります。</p>
2	参加型事業への参加	<p>◎舞台作品への出演者・舞台スタッフとしての参加：施設が創作する事業に、市民が出演者やスタッフとして参加します。市民参加型事業の形態も多様であり、プロのアーティストが中心となって市民が部分的に参加するものから、市民だけで全てを創り上げるものまで様々な形の事業が実践されています。</p> <p>◎講座やワークショップへの参加：舞台芸術事業以外にも、講座やワークショップなど体験型事業などに市民が参加することも考えられます。体験型事業への参加が、施設運営への参加の契機につながることがあります。</p>
3	運営への参加	<p>◎ボランティアとしての参加（事業）：ホールが主体となって実施する事業の運営補助として、市民がボランティアとして参加します。専門的な知識がなくても、講習会や経験のあるボランティアからの指導を受けて行う業務が中心です。また、市民が備える専門知識や経験（外国語、簿記、書道、法律などの能力）を活かしたボランティアもあります。</p> <p>◎ボランティアとしての参加（舞台技術）：舞台技術などの専門性が要求される裏方業務を市民が担う事例もあります。これは、地域に民間事業者が存在しないという事情から始まったケースが多く、舞台技術研修を重ねた上で、舞台技術スタッフとして実際の舞台技術運営を行います。有償でのボランティアとして活動することもあります。 ※事例は次頁に示します。</p>
4	事業企画・推進役としての参加	<p>◎企画制作と運営の実施：市民自らが文化芸術活動を創造・推進するため、市民がニーズにあった事業の企画を立て、それを運営・実践していくことが必要です。</p> <p>◎企画制作・運営・アートマネジメントなどの講座：市民自らが企画制作や運営を行うためには、育成事業として、舞台作品や舞台技術、ホールの運営に関する舞台芸術講座を実施することが求められます。ホールから活動をしかけて、人材を育成していくことが必要です。</p> <p>◎複数の市民組織との連携：ホールが主催する事業の一部について、複数の団体がそれぞれ得意な分野を担当するなど、様々な方法を選択します。</p>
5	施設の管理運営者としての参加	<p>◎市民組織による管理運営：市民参加の発展した形として、施設運営を市民組織が自ら担います。</p> <p>◎NPOによる指定管理：市民組織がNPOとして法人化が可能となったことや、指定管理者制度の導入により民間組織が公の施設の管理運営を担えるようになり、行政のパートナーとしての市民参加が可能な状況になっています。</p>
6	評価への参加	<p>◎アンケートやインタビュー：公演やワークショップなどの参加者に、その事業の満足度やホールの運営についてアンケートやインタビューを行い、ホールに対する評価を分析します。</p> <p>◎運営評価委員会：施設の自己評価以外に、有識者や専門家などによる評価とあわせて市民による評価を行います。評価に市民が参加していく場面として、市の文化政策などの審議や、具体的なホールの設置目的や基本理念に対しての施設評価、管理運営を担う組織に対する施設運営の評価などがあります。施設評価は、掲げている基本理念に基づき、周辺地域への影響や市に及ぼす効果などを総合的に評価していきます。</p>

【「運営への参加」事例】

種 類	想定される内容
会場案内 (レセプション)	<ul style="list-style-type: none"> ・チケットのもぎり、会場案内、チラシ折込み、クローク・サービスなどのフロント業務 * 講座を定期的実施しサービスレベルの向上を図る
場内アナウンス	<ul style="list-style-type: none"> ・会場での案内アナウンス (カゲアナ)、禁止事項や緊急時の対応などの説明など * 講座を定期的実施しサービスレベルの向上を図る
託児サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・事前予約による未就学児などの一時預かり (開演 30 分位前から終演までの一時預かりなど)
ビュッフェ・サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・公演の観客に対する軽食やドリンクのサービス
ホール・デコレート	<ul style="list-style-type: none"> ・季節や演目に合わせたホワイエ・ロビーなどのデザイン、飾りつけ
個別事業へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の催し・事業へ協力したい方を募集 * 定期的に活動するのではなく、事業毎にサポートに加わりたい人を募集する (例：小道具作り、ロビーの飾りつけなど)
鑑賞教室サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャラリートーク・ワークショップなどの補助
記録写真の撮影、ビデオ撮影、アーカイブづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公演の写真撮影・録画/DVD 作成 ・チラシ・ポスターなどの保存など
機関紙発行 活動の紹介HP作成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化活動の状況、ホール主催事業などの市民の目線での取材・編集など ・文化情報のホームページ上での共有化
ポスター・チラシ作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、チラシの印刷、DM 発送作業など
照明・音響など 舞台技術サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・音響や照明などのワークショップを実施した上で、ロビーコンサート、ストリートミュージックなどの屋外コンサートなどの PA や照明設営、オペレートなどを行う。 * 舞台技術業務については、危険を伴う割合が高いため、講座・ワークショップなどを実施した上で、可能な業務範囲を見極めて実施することが必要となる。
事務局デスク機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化団体などが企画実施する催し物の問い合わせなどの対応 ・NPO 組織になった場合は事務局 ・市民活動の中間支援 ・ボランティア間での交流会などの実施 * 市民活動の人材のコーディネータ的な役割が期待される。

3. 市民参加を促す取り組み

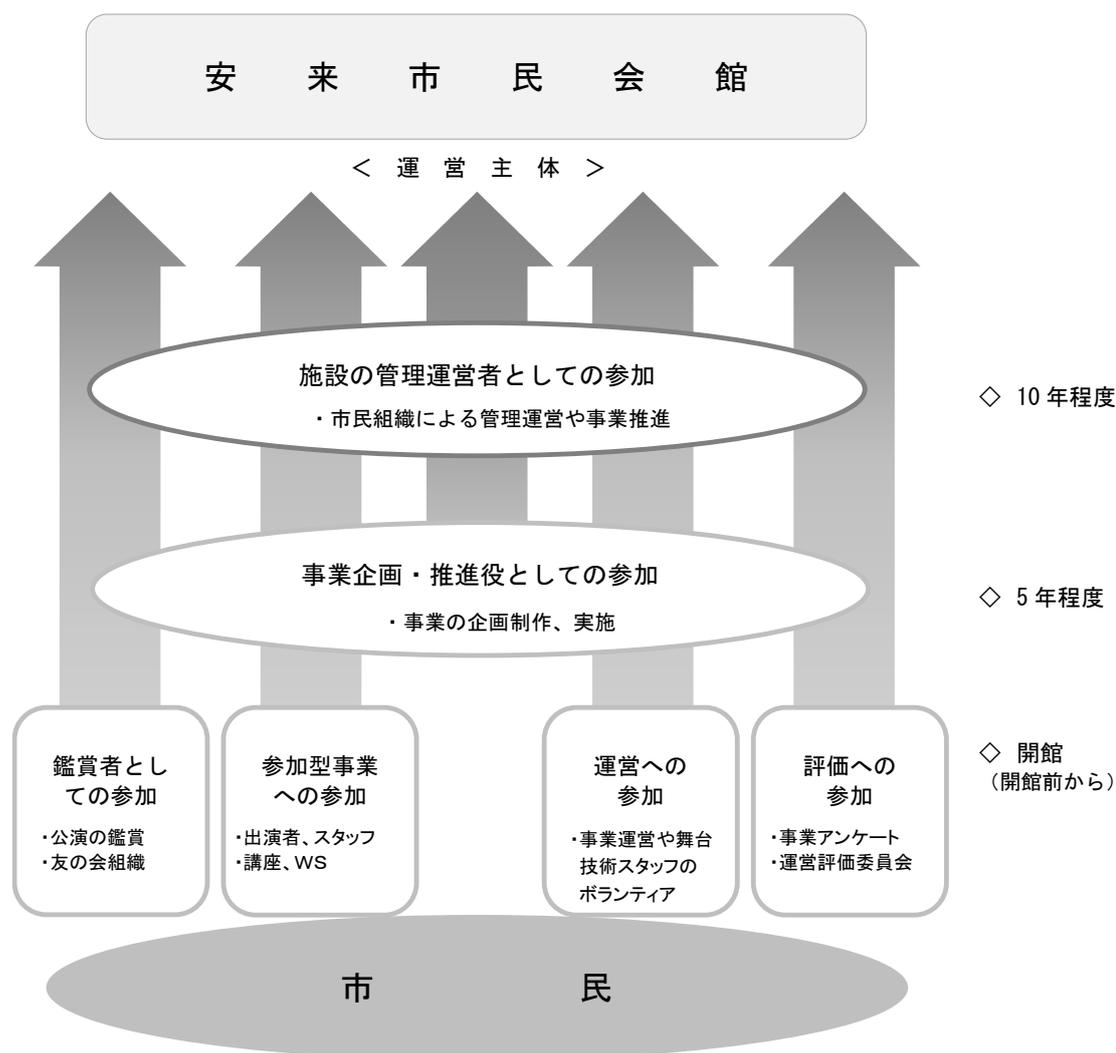
多くの市民の参加を促すために、次のような取り組みを行っていきます。

- 市民会館の活動を理解し、支えていく市民の輪を広げるとともに、活動の核となる市民を育てます。
- 文化芸術や市民会館の活動に関心を持ち、参加のきっかけとなるような鑑賞事業やワークショップなどを実施します。
- 参加の機会を拡充するため、多種多様な参加形態を設定し、より多くの市民が多方面から参加できる仕組みをつくります。

また、市民参加を積極的に推進していくためには、市民参加組織の位置付けや組織体制の整理が大きな課題となります。市民参加組織については今後さらに検討を重ねていく必要があります。

さらに、将来的には、市民やNPO、関係団体等と行政の協働により、市民会館の魅力づくりに取り組んでいけるような仕組みについても検討します。

【市民参加のイメージ図】



第6章 収支計画

1. 収支計画の基本方針

市民会館は、安来市の文化振興施策を具現化するための中核拠点とし、文化芸術による地域の活性化や文化芸術活動を通じたまちづくり（ひとづくり）を担う施設として運営を行います。その活動を安定的に継続できるように、市は一定の経費を支出します。ただし、行政負担のみによるのではなく、経営的な視点を持ち、外部からの資金調達にも努めていきます。

また、中長期的にわたり施設・設備などの機能を適切に維持するため、改修や更新にかかる費用も必要となります。

- 事業を継続的に展開するために必要な経費を予算化します。
- 施設・設備等の状態を良好に保ち、芸術文化活動の拠点施設としての機能を維持するため、維持管理に必要な経費を予算化します。
- 経営的な視点を持ち、外部資金の調達を行うなど、財源確保に努めます。

2. 支出

一般的に、ホール施設の支出には、次の項目があります。

事業費	市民会館が主催者等となる事業に係る経費
人件費	市民会館を運営し、事業を展開していくために配置が必要な職員に係る経費
維持管理費	設備メンテナンス、警備、清掃、舞台設備保守点検等に係る経費や光熱水費など
事務費	各種機器のリース代や消耗品費、保険等施設の運営業務に必要な経費

(1) 事業費

市民会館の自主事業は費用対効果、長期的成果などを十分に検討した上で実施します。安来市の文化芸術拠点として、第3章に示した多様な事業を展開していくことを考慮して、一定の事業費を確保する必要があります。

(2) 人件費

職員の人数は、第4章に示したとおり想定します。専門的な職能や人材を配置する中で、横断的に業務を遂行できる柔軟な組織体制を構築し、専門性やその職能にあわせて適切な人件費で運営を行います。

(3) 維持管理費

維持管理経費は、施設の総経費から人件費と事業費、事務費を除いたものであり、以下のような経費が含まれます。

- ・警備費：施設の警備に係る経費
- ・清掃費：施設の清掃に係る経費
- ・設備メンテナンス費：施設が有する建築設備（空調設備、衛生設備など）の維持管理にかかるメンテナンス費用
- ・舞台関係保守点検費：舞台設備などホール施設特有の設備に係る保守点検の費用
- ・光熱水費：電気、ガス、水道料など
- ・その他：以上に含まれない経費で修繕費、積立金など

全国調査等から試算すると、維持管理に係る経費は1㎡あたり1万円～1万5千円程度と想定されます。市民会館は、施設規模を約7,400㎡程度と見込んでいるため、それを基に推計すると維持管理経費は6,700万円～1.1億円程度と想定されます。

ただし、維持管理にかかる詳細な費用は実施設計の検討にあわせて試算を行います。

また、施設・設備等の機能を維持するため、中長期的な視点により、修繕費や改修費を試算し予算化していくことが必要です。

(4) 事務費

運営関係事務費として、備品・消耗品費、保険料、通信費などを確保する必要があり、これらは事業計画や備品計画について検討を行った後に試算を行います。備品は、経年劣化に伴う修理・交換や市民ニーズの変化に伴う買い替えに対応できるよう予算確保を目指します。

3. 収入

一般的に、ホール施設における収入には、次の項目があります。

使用料収入	施設提供事業における施設使用料、付帯設備使用料
自主事業収入	事業における入場料、事業参加費、外部からの助成金など
その他	チケット販売受託による収入、自動販売機による収入など

(1) 使用料収入

使用料は、受益者負担の考え方を基本として適切な料金を設定するとともに、営業活動を行い、使用料の確保に努めます。全国調査等から試算すると、使用料収入は2,010万円から3,300万円程と想定されます。

(2) 自主事業収入

事業費における自己財源比率の向上を図るため、助成制度の活用や企業協賛など、外部からの収入増を図ります。

第7章 その他

1. 開館準備業務推進体制

ホール運営には、事業面・技術面それぞれにおいて、専門知識と経験を持つ専門家と実務を担うスタッフが必要です。開設前の準備段階においても経験のあるスタッフの専門知識が必要とされる場面は多くあります。

開館準備業務の担い手は、開館後も業務を継続して行えることが望ましいため、施設の運営母体の検討を行う際には、開館準備業務の担い手についても考慮しながら進めることが求められます。

特に、建築工事に際しては、舞台機構、舞台照明、舞台音響といった舞台備品の調達などに関する仕様や図面の作成・確認など、専門的かつ多大な作業量が見込まれる業務が生じることが想定されます。また、工事が進んでいく中で、開館に向け舞台関連の図面準備、機材の仕様調整や専門的な舞台備品の選定などの判断を行う必要があります。施設提供（貸出）のために、技術的な視点から貸出用の資料を作成することも必要です。

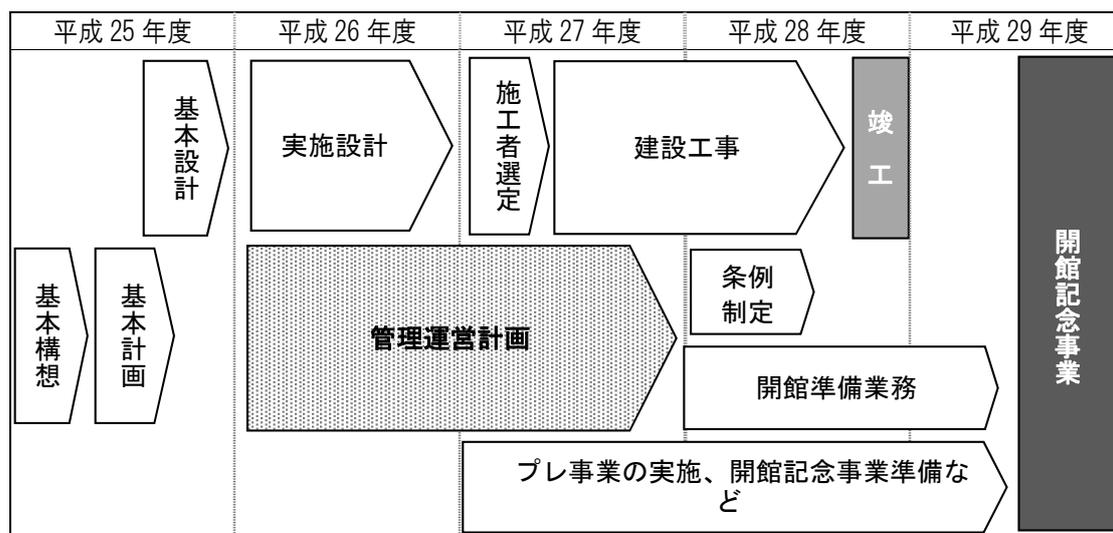
(1) 事業

- 開館後の具体的な事業プログラムを決定し、それに基づいてプレ事業と開館記念事業を実施していきます。
- 事業企画は、通常約2年前から開始する必要があるため、開館年度やその次の年度以降に実施する事業についても、開館前から検討を行います。
- 施設提供事業は、開館前から貸出施設の利用申請の受付を開始するのが一般的であるため、受付開始時期を定め、それまでに施設運営の方針や受付方法を定めておく必要があります。

(2) 施設整備

- 設計段階において、施工、開館後の維持管理までを総合的に捉え、運用の視点からライフサイクルコスト低減に向けた指導・助言を行います。
- 建設工事に際して、舞台機構・舞台照明・舞台音響といった機器の調達に関する仕様や図面の作成・確認など、専門的かつ大量の業務が想定されます。
- 施設提供事業のため、技術的な視点から貸出用の資料を作成します。
- 舞台技術面においても、様々な事項を決定していく専門家と実務を担っていく職員の両方が開館前の準備段階から関わっていくことが望まれます。

2. スケジュール



3. 施設の名称について

本計画で取りまとめた施設の基本的な考え方を踏まえ、それに相応しい施設の名称を決定します。名称は広く市民に親しんでもらうために、施設の愛称を公募することを検討します。

4. 管理運営実施計画に向けて

本計画は市民会館において実施する事業や施設の管理運営方法等についての基本的な指針を示したものです。今後、施設整備の進捗状況に合わせ、さらに詳細な検討を重ねていきます。

添付資料

【安来市民会館（仮称）管理運営計画検討委員会の経緯】

- 平成26年 6月26日 安来市民会館（仮称）管理運営計画検討委員委嘱
第1回安来市民会館（仮称）管理運営計画検討委員会
 - ・検討委員会の位置付け及び経過確認
 - ・市民会館（仮称）整備スケジュール確認
 - ・管理運営基本計画について

- 平成26年 7月30日 視察（兵庫県、岐阜県、愛知県）
～8月 1日
 - ・豊岡市民会館（兵庫県豊岡市）
 - ・豊岡市民プラザ（兵庫県豊岡市）
 - ・可児市文化創造センター（岐阜県可児市）
 - ・長久手市文化の家（愛知県長久手市）
 - ・武豊町民会館（愛知県武豊町）
 - ・知立市文化会館（愛知県知立市）

- 平成26年 8月 6日 第2回安来市民会館（仮称）管理運営計画検討委員会
 - ・視察報告
 - ・事業について
 - ・プレ事業、開館記念事業の考え方
 - ・施設名称、緞帳等について

- 平成26年 8月28日 第3回安来市民会館（仮称）管理運営計画検討委員会
 - ・管理運営方針について
 - ・管理運営組織について
 - ・市民参画の考え方について
 - ・開館準備業務について

- 平成26年 9月10日、 県内視察（島根県）
12日
 - ・島根県芸術文化センター「グラントワ」
 - ・出雲市民会館
 - ・雲南市加茂文化ホール「ラメール」

- 平成26年 9月29日 第4回安来市民会館（仮称）管理運営計画検討委員会
 - ・管理運営ルールの考え方について

- 平成26年10月29日 第5回安来市民会館（仮称）管理運営計画検討委員会
 - ・収支計画の考え方
 - ・提言書（素案）について

- 平成26年11月21日 第6回安来市民会館（仮称）管理運営計画検討委員会
 - ・提言書（案）について

- 平成26年12月24日 石橋委員長、真野副委員長、提言書を市長に提出

【安来市民会館（仮称）管理運営計画検討委員会 委員】

役職	氏名	所属団体
委員長	石橋 富二雄	前安来市民会館建設検討委員会委員長
副委員長	真野 善久	安来商工会議所専務理事
委員	角 久夫	安来市音楽協会副会長
委員	西尾 俊也	島根県民会館館長
委員	小松原 直樹	安来市労働組合協議会議長
委員	原 庸一	安来市文化協会副会長
委員	浜田 学	J C（安来青年会議所）理事長
委員	間 泰治	安来市商工会副会長
委員	石栗 昌彦	安来節演芸館総支配人

【安来市民会館（仮称）管理運営計画検討委員会 アドバイザー】

五島 朋子	鳥取大学地域学部附属芸術文化センター准教授
-------	-----------------------

安来市民会館（仮称） 管理運営基本計画

平成 27 年 3 月発行

発 行：安来市 市民生活部 市民会館開館準備室

〒692-8686 島根県安来市安来町 878-2

TEL : 0854-23-3039 (直) FAX : 0854-23-3155